

# 区職員の給与などの状況についてお知らせします

区民の皆さんに区政への一層のご理解をいただくため、「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、採用などの概要をお知らせします。詳細は、区ホームページに掲載の「杉並区職員白書令和2年度(2020)」(右2次元コード参照)をご覧ください。



▲職員白書

—問い合わせは、人事課給与福利係、職員数などの状況については、人事課人事係へ。

## ●給与などの決定のしくみ

東京23区共同で設置している特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与実態などを調査して行う勧告を踏まえ、区議会の審議を経て、条例で定めています。2年度の職員の給与等については、次のとおりです。

## ■給与の種類とその内容 (2年4月1日現在)

※数値には再任用職員(定年退職者等の再採用)のうち、再任用フルタイム勤務職員を含み、( )は、再任用短時間勤務職員で外数です。  
※\*は元年度決算額です。

毎月決まって支給されるもの	給料	給料表に定める額(一般行政職、技能労務職など職務の内容によって給料表は異なります)																																																
	地域手当	民間における賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当 支給率 (給料+扶養手当+管理職手当)の20% 1人当たり平均支給年額* 76万2000円(45万3000円)																																																
	扶養手当	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>杉並区</th><th>東京都</th><th>国</th></tr> <tr><td>配偶者</td><td>6000円</td><td></td><td>6500円</td></tr> <tr><td>子</td><td>9000円</td><td></td><td>1万円</td></tr> <tr><td>16~22歳の子がいる場合の加算</td><td>4000円</td><td></td><td>5000円</td></tr> <tr><td>父母等</td><td>6000円</td><td></td><td>6500円</td></tr> </table>	区分	杉並区	東京都	国	配偶者	6000円		6500円	子	9000円		1万円	16~22歳の子がいる場合の加算	4000円		5000円	父母等	6000円		6500円																												
	区分	杉並区	東京都	国																																														
	配偶者	6000円		6500円																																														
	子	9000円		1万円																																														
	16~22歳の子がいる場合の加算	4000円		5000円																																														
	父母等	6000円		6500円																																														
	住居手当	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>杉並区</th><th>東京都</th><th>国</th></tr> <tr><td>世帯主等</td><td>借家借間</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>27歳以下</td><td>2万7000円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>28~32歳</td><td>1万7600円</td><td>35歳未満</td></tr> <tr><td></td><td>33歳以上</td><td>8300円</td><td>1万5000円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>最高2万8000円</td></tr> </table>	区分	杉並区	東京都	国	世帯主等	借家借間				27歳以下	2万7000円			28~32歳	1万7600円	35歳未満		33歳以上	8300円	1万5000円				最高2万8000円																								
	区分	杉並区	東京都	国																																														
世帯主等	借家借間																																																	
	27歳以下	2万7000円																																																
	28~32歳	1万7600円	35歳未満																																															
	33歳以上	8300円	1万5000円																																															
			最高2万8000円																																															
通勤手当	交通機関利用者(電車、バス等) 原則6カ月定期券額(1カ月当たり限度額5万5000円) 交通用具使用者(自転車等) 通勤距離に応じて支給																																																	
その他	管理職手当、初任給調整手当など																																																	
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難その他特殊な勤務に従事したときに支給される手当 支給実績* 3359万6000円(144万8000円) 職員全体に占める手当支給職員の割合* 8.2%(5.5%) 支給職員1人当たり平均支給年額* 12万3000円(10万7000円) 手当の種類(手当数) 7種類 手当の名称 特定危険現場業務手当、福祉事務所等業務手当、防疫等業務手当、清掃業務手当、児童相談所業務手当、一時保護業務手当、教員特殊業務手当																																																
	超過勤務手当	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>平成30年度</th><th>元年度</th></tr> <tr><td>支給総額*</td><td>12億8574万円(1506万5000円)</td><td>13億5923万円(1760万2000円)</td></tr> <tr><td>1人当たり平均支給年額*</td><td>40万9000円(5万9000円)</td><td>43万3000円(7万2000円)</td></tr> </table>	区分	平成30年度	元年度	支給総額*	12億8574万円(1506万5000円)	13億5923万円(1760万2000円)	1人当たり平均支給年額*	40万9000円(5万9000円)	43万3000円(7万2000円)																																							
	区分	平成30年度	元年度																																															
	支給総額*	12億8574万円(1506万5000円)	13億5923万円(1760万2000円)																																															
1人当たり平均支給年額*	40万9000円(5万9000円)	43万3000円(7万2000円)																																																
その他	休日給、宿日直手当など																																																	
期末手当 勤勉手当	ボーナスに相当する手当 ※( )は再任用職員の支給月数。 <table border="1"> <tr><th>区分</th><th colspan="2">杉並区</th><th colspan="2">東京都</th><th colspan="2">国</th></tr> <tr><td></td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>期末</td><td>勤勉</td><td>期末</td><td>勤勉</td></tr> <tr><td>6月期</td><td>1.15月分(0.65月分)</td><td>1.025月分(0.50月分)</td><td>1.30月分(0.725月分)</td><td>1.025月分(0.50月分)</td><td>1.30月分(0.725月分)</td><td>0.95月分(0.435月分)</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>1.20月分(0.70月分)</td><td>1.025月分(0.50月分)</td><td>1.30月分(0.725月分)</td><td>1.025月分(0.50月分)</td><td>1.30月分(0.725月分)</td><td>0.95月分(0.435月分)</td></tr> <tr><td>3月期</td><td>0.25月分(0.10月分)</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>計</td><td colspan="2">4.65月分(2.45月分)</td><td colspan="2">4.65月分(2.45月分)</td><td colspan="2">4.50月分(2.32月分)</td></tr> <tr><td>職務段階に応じた加算</td><td colspan="2">有</td><td colspan="2">有</td><td colspan="2">有</td></tr> </table>	区分	杉並区		東京都		国			期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	6月期	1.15月分(0.65月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)	12月期	1.20月分(0.70月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)	3月期	0.25月分(0.10月分)	-	-	-	-	-	計	4.65月分(2.45月分)		4.65月分(2.45月分)		4.50月分(2.32月分)		職務段階に応じた加算	有		有		有	
区分	杉並区		東京都		国																																													
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉																																												
6月期	1.15月分(0.65月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)																																												
12月期	1.20月分(0.70月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	1.025月分(0.50月分)	1.30月分(0.725月分)	0.95月分(0.435月分)																																												
3月期	0.25月分(0.10月分)	-	-	-	-	-																																												
計	4.65月分(2.45月分)		4.65月分(2.45月分)		4.50月分(2.32月分)																																													
職務段階に応じた加算	有		有		有																																													
退職手当	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th colspan="2">杉並区</th><th>東京都</th><th colspan="2">国</th></tr> <tr><td></td><td>自己都合</td><td>定年・勲奨</td><td>全退職事由共通</td><td>自己都合</td><td>定年・勲奨</td></tr> <tr><td>勤続20年</td><td>18.00月分</td><td>24.55月分</td><td>23.00月分</td><td>19.6695月分</td><td>24.586875月分</td></tr> <tr><td>勤続25年</td><td>28.00月分</td><td>32.95月分</td><td>30.50月分</td><td>28.0395月分</td><td>33.27075月分</td></tr> <tr><td>勤続35年</td><td>39.75月分</td><td>47.70月分</td><td>43.00月分</td><td>39.7575月分</td><td>47.709月分</td></tr> <tr><td>最高限度</td><td></td><td></td><td></td><td>47.709月分</td><td></td></tr> <tr><td>加算措置</td><td colspan="2">早期退職者割増制度(2~20%加算)</td><td>定年前早期退職特例措置(2~20%加算)</td><td colspan="2">定年前早期退職特例措置(2~45%加算)</td></tr> <tr><td>1人当たり平均支給額*</td><td>200万8000円</td><td>2124万2000円</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>	区分	杉並区		東京都	国			自己都合	定年・勲奨	全退職事由共通	自己都合	定年・勲奨	勤続20年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分	最高限度				47.709月分		加算措置	早期退職者割増制度(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		1人当たり平均支給額*	200万8000円	2124万2000円	-	-	-	
区分	杉並区		東京都	国																																														
	自己都合	定年・勲奨	全退職事由共通	自己都合	定年・勲奨																																													
勤続20年	18.00月分	24.55月分	23.00月分	19.6695月分	24.586875月分																																													
勤続25年	28.00月分	32.95月分	30.50月分	28.0395月分	33.27075月分																																													
勤続35年	39.75月分	47.70月分	43.00月分	39.7575月分	47.709月分																																													
最高限度				47.709月分																																														
加算措置	早期退職者割増制度(2~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)																																														
1人当たり平均支給額*	200万8000円	2124万2000円	-	-	-																																													

## ■職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況 (2年4月1日現在)

一般行政職			
区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
杉並区	30万6433円	44万8349円	42.4歳
東京都	31万4885円	45万7097円	41.8歳
国	32万7564円	40万8868円	43.2歳

技能労務職			
区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
杉並区	30万3560円	40万9211円	53.8歳
東京都	29万1521円	39万7001円	50.3歳
国	28万7283円	32万8862円	50.9歳

※「平均給与月額」とは、給料に諸手当(期末手当・勤勉手当を除く)を加えたものの平均月額です。  
※国の「平均給与月額」には、期末手当・勤勉手当・通勤手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当を含んでいません。

## ■職員の初任給の状況 (2年4月1日現在)

一般行政職		
区分	I類(大学卒)	Ⅲ類(高校卒)
杉並区	18万3700円	14万7100円
東京都	18万3700円	14万5600円
国	総合職(大卒) 18万6700円	一般職(高卒) 15万600円

## ■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (2年4月1日現在)

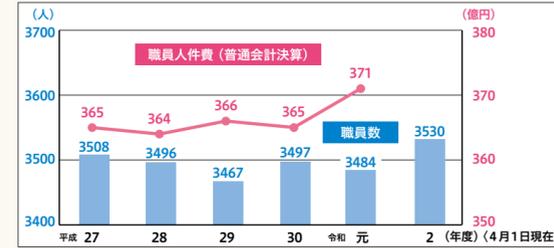
経験年数		
	10年	20年
一般行政職	大学卒	28万8074円
	高校卒	24万1867円
技能労務職	30万1715円	

※技能労務職の経験年数10年目の職員は該当者なし。

## ●人件費について

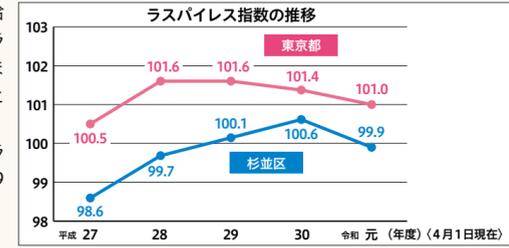
区の2年度職員数は、新たな行政課題への対応等のため、前年度より増の3530名、元年度人件費については定年退職者の増加等により、平成30年度より増の371億円となりました。

## ■人件費・職員数の推移



## ■給与水準の比較

地方公共団体の給与水準の指標として、ラスパイレス指数があります。これは、国を100として比較したものです。元年度の杉並区のラスパイレス指数は99.9でした。



## ■職員給与費の状況 (元年度一般会計決算。退職手当を除く)

職員数(A)	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
3321人(247人)	122億9049万6000円(5億5567万1000円)	50億6007万2000円(1億6738万4000円)	60億6485万円(1億4331万7000円)	234億1541万8000円(8億6637万3000円)	705万1000円(350万8000円)

※職員数(A)は、月平均の給料支給人数です。 ※職員数は再任用フルタイム勤務職員を含みます。 ※( )内は再任用短時間勤務職員で外数です。

## ■人件費の比率

人件費の歳出額全体に占める割合を人件費比率といいます。人件費比率が高いと財政の健全性が失われ、事業費を圧迫することになります。区では、人件費比率の抑制を図るため、給与水準や職員定数の適正化に努めてきました。元年度の普通会計決算では、18.7%となっており前年度より0.8ポイントの減となりました。

〈人件費の状況〉 (元年度普通会計決算)					
住民基本台帳人口(2年4月1日)	歳出額(A)	実質収支(黒字額)	人件費(B)	人件費比率(B/A)	(参考)平成30年度人件費比率
57万6093人	1981億3707万8000円	67億5863万2000円	371億2493万7000円	18.7%	19.5%

※普通会計とは、統計上の会計です。 ※人件費には、一般職員のほか、区長・議員・パートタイマー等に支給される給料、報酬等を含みます。

## ●特別職の区長・議員などの給料・報酬等について

区長・議員などの特別職については、学識経験者などで構成される杉並区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区議会の審議を経て、条例で定めています。

## ■特別職の報酬等の状況 (2年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
区長	111万3000円	746万5023円	勤続期間1年につき100分の450
副区長	89万1900円	598万2077円	勤続期間1年につき100分の306
教育長	76万4400円	512万6919円	勤続期間1年につき100分の234
代表監査	68万7500円	461万1140円	勤続期間1年につき100分の216
議長	85万6000円	481万5856円	
副議長	77万4600円	435万7898円	
議員	59万5700円	335万1407円	-

## ●職員数などの状況

## ■職層別職員数の状況 (2年4月1日現在)

	部長	課長	係長	主任	一般職員	計
職員数	29人	106人	801人	1484人	1110人	3530人
構成比	0.8%	3.0%	22.7%	42.0%	31.5%	100.0%

## ■新規採用職員数の推移

	元年度	2年度
事務系	70人	86人
福祉系	41人	52人
一般技術系	14人	16人
医療技術系	15人	15人
技能・業務系	0人	0人
合計	140人	169人

※数値・任期付職員を除く。 ※2年度は11月1日現在



## ■昇給の状況

元年度	区分			合計	一般行政職	技能労務職
	職員数(A)	勤務成績が「上位」または「最上位」に判定され昇給した職員数(B)	比率(B/A)	940人	768人	105人
平成30年度	職員数(A)	勤務成績が「上位」または「最上位」に判定され昇給した職員数(B)	比率(B/A)	3277人	2661人	367人
	職員数(A)	勤務成績が「上位」または「最上位」に判定され昇給した職員数(B)	比率(B/A)	854人	679人	105人
				26.1%	25.5%	28.6%

※職員数は、再任用職員を除く人数です。 ※合計には、一般行政職、技能労務職のほかに医療職、教育職を含みます。 ※一般行政職は、杉並区職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の職員数です。

## ■昇任選考の状況

区分	平成30年度	元年度
主任職選考(種別A)	有資格者	250人
	受験者	141人
	合格者	61人
係長職選考	有資格者	823人
	受験者	-
	合格者	75人
管理職選考	有資格者	947人
	受験者	16人
	合格者	8人

※係長職は、平成30年度から指名制となったため、受験者数は表示していません。

## ■退職者数の推移

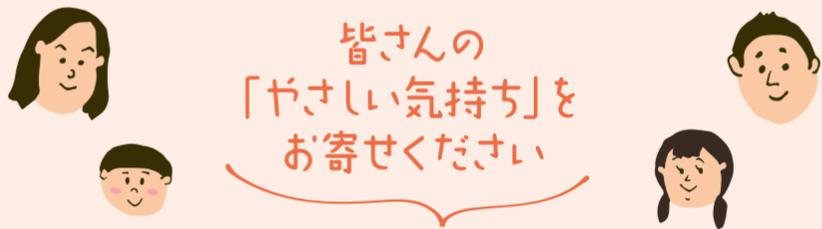
	平成30年度	元年度
定年	107人	142人
勲奨	21人	22人
一般等	53人	50人
合計	181人	214人

※一般等退職には死亡退職・転出を含みます。

## ■懲戒処分

処分の内容	平成30年度	元年度
戒告	0件	5件
減給	1件	1件
停職1カ月未満	0件	0件
停職1カ月以上6カ月以下	0件	0件
免職	1件	0件
合計	2件	6件

※地方公務員法は、懲戒処分として免職、停職、減給、戒告の4種類を定めています。区は、「職員の懲戒処分等の公表基準」を定めて、職員の懲戒処分などを行った場合に公表しています。



## 歳末たすけあい運動 募金にご協力を

12月1日(火)～31日(木)

募金は、地域福祉のさらなる充実のため、区内ボランティア団体の活動やきずなサロンなどの地域に根差した福祉活動、また区内の学校へ貸し出す福祉体験用具(車いす、高齢者模擬体験セット)の購入などに役立てられます。

— 問い合わせは、杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1010 へ。

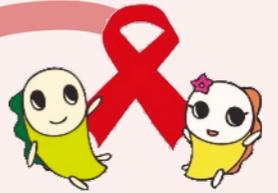


▲車いす体験の様子

### 募金方法

- 町会・自治会などを通じた募金
- 金融機関等による振り込み
- 杉並区社会福祉協議会職員による集金 ほか

## 12月1日は 世界エイズデー です



世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に制定されたもので、毎年12月1日を中心に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025 へ。

治療法の進歩により、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染していることを早期に把握し、治療を開始・継続することによって、エイズの発症を防ぎ、HIVに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

また、治療を継続して体内のウイルス量が減少すれば、HIVに感染している人から他の人へ感染しないことも確認されています。

多くの人々がHIV・エイズに関する正しい知識を身に付け、自分に身近なものとして捉えることで、検査、治療、支援という具体的な行動へつなげていきましょう。

杉並保健所のHIV検査の日程等については、区ホームページをご覧ください(右2次元コード参照)。



## 「募金」が まち 「地域」を よくなるしくみ

## 3年度 地域福祉活動費助成金 申請募集

区内で地域福祉活動を行っている、または活動開始を予定している民間非営利団体・グループを対象とした助成金の申請を募集します。

— 問い合わせは、杉並ボランティアセンター ☎5347-3939 へ。

- **種類(上限金額)** チャレンジ応援助成(50万円)、定例活動活性化助成(20万円)
- **対象期間** 3年4月1日～4年3月31日に実施する事業
- **対象事業** 地域福祉活動を推進し、特定の組織の会員・構成員等に限定されない発展性のある事業
- **申請期間** 3年1月6日～29日午後5時(必着)
- **申し込み** 募集要項(杉並区社会福祉協議会で配布。同協議会 ☎ <http://www.sugisyakyo.com/>からも取り出せます)を確認し、杉並ボランティアセンター(天沼3-19-16ウエルファーム杉並内)へ電話予約の上、申請書を持参
- **その他** 助成決定は3年3月に通知。交付時期は3年5月を予定

### 事前説明会

☎12月17日(木)午後6時30分～8時、23日(水)午後3時～4時30分、3年1月8日(金)午後7時～8時30分 場 ウエルファーム杉並(天沼3-19-16)  
☎電話で、杉並ボランティアセンター ☎いずれの回も同内容

## コミュニティふらっと

## 「高齢者団体優先枠」 の申し込み 受け付けます

新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」では、ゆうゆう館を利用している団体の活動が継続できるよう、一部の部屋・時間帯に「高齢者団体優先枠」を設けます。3年度上半期(4～9月)利用分の申し込み(抽選)を受け付けます。

— 問い合わせは、地域課地域施設係へ。

### 「コミュニティふらっと」とは

乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設です。区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、機能移転後の児童館施設を対象に、段階的に再編整備していきます。

- **対象** 区内在住で60歳以上の方が8割以上で構成される5名以上の団体
- **申し込み** 直接、12月15日～23日に、利用を希望する施設の臨時窓口
- **臨時窓口**
  - ① コミュニティふらっと阿佐谷(阿佐谷北2-18-17)
  - ② コミュニティふらっと東原(下井草1-23-23)
  - ③ コミュニティふらっと馬橋(高円寺南3-29-5ゆうゆう馬橋館)
  - ④ コミュニティふらっと永福(和泉3-8-18)

※いずれも午前9時～午後5時(④は月～金曜日のみ永福和泉地域活動係にて受け付け)。  
※開設時期は①②③3年1月④3年4月予定。  
※開設準備中のため、臨時窓口以外の施設利用は不可(ゆうゆう馬橋館は12月21日から)。
- **その他** 事前に高齢者団体登録が必要。申し込みは1団体につき、コミュニティふらっとおよびゆうゆう館のいずれかから1施設のみ。詳細は、各コミュニティふらっと臨時窓口





もっと広がる、もっとつながる、杉並ではじめる「学び」の暮らし

## 2年度 杉の樹大学 後期受講生募集



杉の樹大学は区内在住で60歳以上の方を対象とした「大人のための学びの場」です。

時 右表のとおり 場 高齢者活動支援センター(高井戸東3-7-5) 定 35名(抽選) 申 往復はがき・ファクス(12面記入例)で、12月15日(必着)までに杉の樹大学運営事務局(〒150-0036 渋谷区南平台町4-8-508 ☎5784-0533)。または右2次元コードから申し込み 図 同事務局 ☎6427-1085 他 オンライン講座に変更となる場合あり



講座内容一覧(全8回要出席)

日程	内容
3年1月12日	コミュニティを創る挑戦
1月19日	海外で学校を創る挑戦
1月26日	世界が私に優しくなる、マインドフルネスに挑戦
2月2日	まちの洗濯屋の挑戦
2月9日	「好き」を仕事にする! 挑戦
2月16日	杉並での私たちの挑戦①
3月2日	杉並での私たちの挑戦②
3月9日	杉並での私たちの挑戦③

※いずれも火曜日、午前10時～正午。

### 3年度学童クラブ

## 入会児童を募集します

入会の要件や申請方法などの詳細は、「学童クラブ入会案内」(各学童クラブ〈区内48カ所〉で配布)をご覧ください。

— 問い合わせは、各学童クラブ、児童青少年課児童館運営係 ☎3393-4760へ。

入会期間=3年4月1日～4年3月31日▶運営時間=月～金曜日=下校後～午後6時(学校休業日は午前8時から。午後6時～7時の延長あり)。土曜日=午前8時30分～午後5時/いずれも祝日、年末年始を除く。時間延長、土曜日利用は要件あり。別途申請が必要▶利用料=月額4000円(別途おやつ代月額1800円。延長月額1000円。スポット延長1回500円)/減額・免除制度あり 区内在住・在学の小学生(重度重複障害のお子さんは高円寺学園学童クラブの利用可) 入会を希望される学童クラブに連絡の上、入会申請書(各学童クラブで配布)・必要書類を直接、3年1月20日(日曜日、祝日、12月28日～3年1月4日を除く。月～金曜日午前10時～午後6時、土曜日午前9時～午後5時)までに希望学童クラブへ持参 初めて入会を希望する方には面接を実施



12月1日からの広報番組「すぎなみスタイル」のテーマは

## 「今がチャンス! スポーツはじめてみませんか」



じなんぼ～いずが太極拳に挑戦?? 区内体育施設で、お得にスポーツ教室に参加できる「スポーツ始めキャンペーン」をご紹介します。

● 視聴方法 ●

- ・YouTube杉並区公式チャンネル
- ・J:COM東京 地上デジタル11ch (午前9時、午後8時から毎日放送)



## 交流自治体からの お知らせ



自治体	催し名	日時・場所・内容	問い合わせ
静岡県 南伊豆町	南伊豆町 観光物産展	時12月14日(月)午前10時～午後2時30分 場区役所1階コミュかるショップ前 内 干物(アジ・金目鯛等)、乾物(わかめ、ひじき等)などの海産品を販売	文化・交流課

※売り切れ次第終了。混雑時は人数制限あり。買い物袋持参

### 区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)の結果をお知らせします

## マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)について

「行政<sup>トップ</sup>手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)に基づき、「広報すぎなみ」8月1日号などで以下の事務の「特定個人情報保護評価書(案)」を公表し、皆さんからご意見を伺いました。意見募集の結果は以下のとおりです。

- 対象事務=①国民健康保険に関する事務②予防接種に関する事務
- 意見提出期間=8月1日～31日
- ご意見はありませんでした

マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)の対象事務の全文は、①国保年金課管理係(区役所東棟2階)②杉並保健所保健予防課保健予防係(荻窪5-20-1)①②区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、図書館で12月31日まで閲覧できます(各閲覧場所の休業日を除く)。また、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」)でも閲覧できます。

図①国保年金課国保資格係☎5307-0641②杉並保健所保健予防課保健予防係☎3391-1025

広告

杉並区の植木屋さん 東京草木舎

初回20%お値引き致します

070-2668-6267  
杉並区成田東4-34-12

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。